

事務事業調整報告書

協議項目	1 3 事務組織及び機構の取扱い	総務部会
協議細目	事務組織及び機構の取扱い	
<p>1 . 課題、問題点等</p> <p>新町の事務組織及び機構の設置は、合併時に新町の町長職務執行者が行うこととなりますが、合併後の事務執行に支障をきたさないよう、又、効率的な事務運営を行うために事前に協議しておくことが必要となります。</p> <p>執行機関の組織は、首長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなくてはならず（地方自治法第138条の3）、又、支所若しくは出張所を設置する場合は、その位置、名称及び所管区域を条例で定めることと（同法第155条第2項）されています。</p> <p>具体的な権限及び事務分掌については、必要な部課を条例で定めることとなります（同法第158条第7項）が、その際には、住民の福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化に配慮し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないようにする必要があります。</p> <p>2町の組織及び機構を比較すると（別紙1）、同様の分掌事務であっても所属する課が異なる場合や独自の事務及び事業があることなどから、新町の事務の効率化と住民の利便性の均衡を勘案し、簡素で効率的かつ住民サービスの低下をきたすことのない組織・機構とすることが適当と思われます。</p> <p>2 . 調整方針</p> <p>新町の具体的な組織及び機構は、次に掲げる方針に基づき、合併の日までに整備する。</p> <p>なお、行政区域が広がることから、支所機能は、住民生活に必要な住民サービス業務と地域振興等を担うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 住民サービスの低下をきたすことのない組織・機構(2) 住民にわかりやすく利用しやすい簡素で効率的な組織・機構(3) 地方分権や新たな課題に即応できる組織・機構(4) 新町まちづくり計画の実現が円滑に遂行できる組織・機構(5) 責任の所在が明確で、的確な危機管理が行える組織・機構		

事務事業調整報告書

協議項目	1 3 事務組織及び機構の取扱い	総務部会
協議細目	事務組織及び機構の取扱い	

3. 事務事業現況比較表(所属別人員配置)

(1) 本庁舎人員配置

H16.4.1現在(単位:人)

浜坂町						温泉町					
課名等	事務職	技能職	嘱託	臨時職	計	課名等	事務職	技能職	嘱託	臨時職	計
企画総務課	15	4		8	27	総務課	8	2	2		12
税務課	15				15	企画観光課	6			1	7
町民課	8				8	税務課	6			1	7
健康福祉課	10			2	12	住民生活課	6			1	7
産業観光課	11			1	12	保健福祉課	3		1		4
建設課	10			2	12	農林課	8			1	9
上下水道課	11	1		1	13	建設課	7		2	1	10
出納室	2				2	水道課	8			1	9
学校教育課	4		1		5	出納室	2			1	3
社会教育課	7			1	8	議会事務局	2			0	2
議会事務局	2			1	3	農業委員会事務局	1				1
農業委員会事務局	1				1						
計	96	5	1	16	118	計	57	2	5	7	71

* 特別職除く

(1)小計 153 7 6 23 189

(2) 本庁舎以外的人员配置

H16.4.1現在(単位:人)

浜坂町						温泉町					
課名等	事務職	技能職	嘱託	臨時職	計	課名等	事務職	技能職	嘱託	臨時職	計
保育所(5所)	18			23	41	保育園(2園)	11	2	2	5	20
保健センター	4				4	保健福祉センター	9		2	1	12
在宅介護支援センター	2			3	5	照来・八田・歯科診療所	7		4		11
共同福祉施設	0		1	1	2	学校教育課	3		2	2	7
幼小中・給食センター	6	5	1	20	32	幼小中・給食センター	9	3	15	3	30
B&G、公民館、図書館	4	1	3	1	9	社会教育課	2		3		5
文化会館・先人記念館	2		1	3	6	公民館	2		2	1	5
公立浜坂病院	83	2		22	107	八田コミセン	0		1	1	2
老人保健施設	16	10		16	42	牧場公園課	3		5	3	11
社会福祉協議会	1	1			2	温泉研究所	0		1		1
美方広域消防	1				1	CATV事業推進室	3		3		6
美西衛生施設	1				1	美西衛生施設	1				1
美方郡広域	1				1	美方郡広域	1				1
但馬広域行政	1				1	合併協議会	3				3
浜坂土木事務所	1				1						
合併協議会	4			1	5						
計	145	19	6	90	260	計	54	5	40	16	115

(2)小計 199 24 46 106 375

浜坂町 計 241 24 7 106 378

温泉町 計 111 7 45 23 186

* 特別職除く

(1)(2)合計 352 31 52 129 564

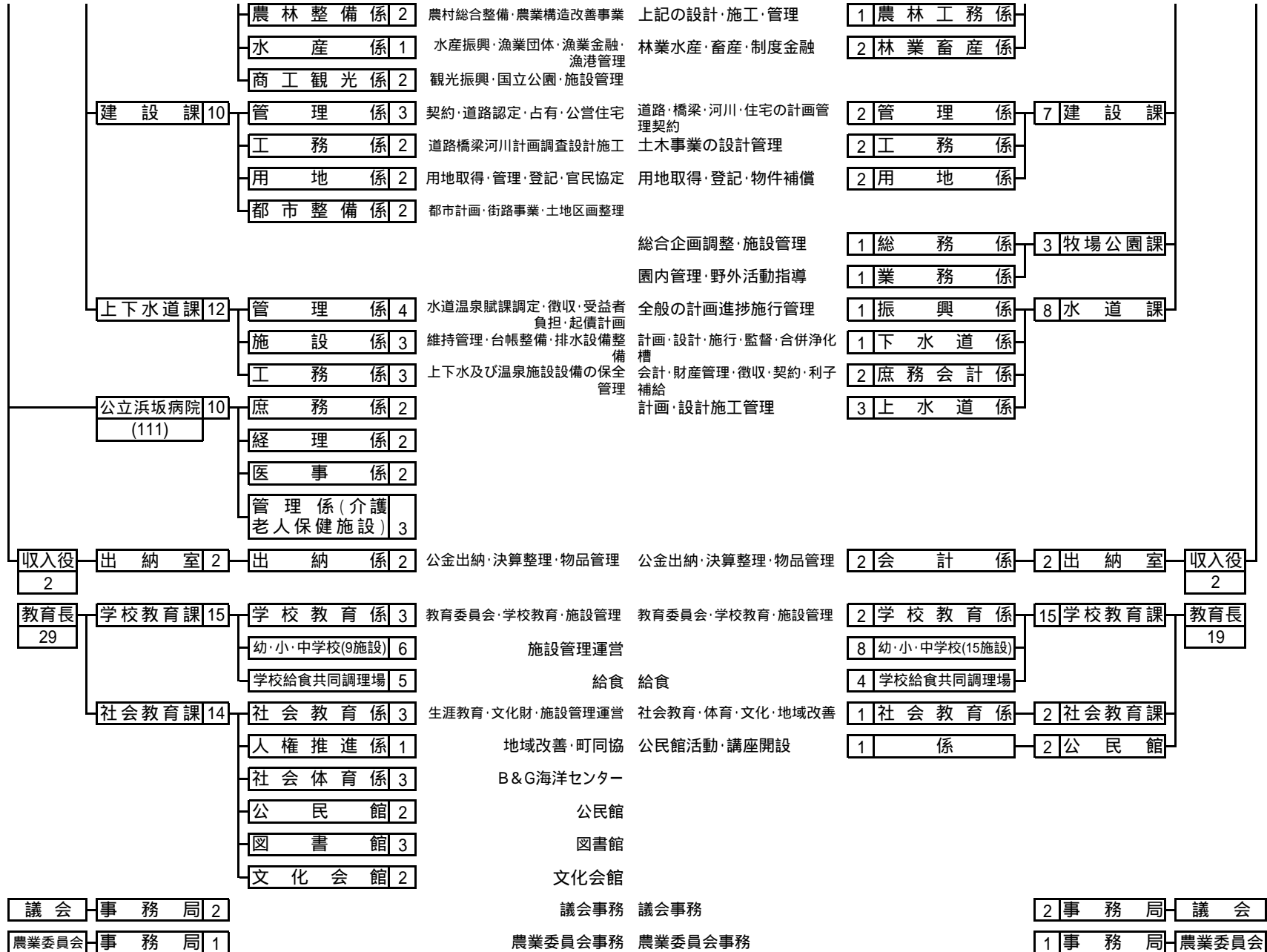
* 事務職(保育士、教諭、医師、看護師等含む)

事務組織機構及び事務分掌

平成16年4月1日現在

* 特別職、出向、派遣、研修等の職員は除く





参考資料 1

事務組織及び機構の取扱いに関する法令

【地方自治法（抜粋）】

（執行機関の義務）

第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

（執行機関の組織の原則）

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

（職員の指揮監督）

第154条 普通地方公共団体の長は、その補助機関たる職員を指揮監督する。

（支庁・地方事務所等の設置及び区）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な地に、都道府県にあっては支庁及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

（都道府県の局部・分課、市町村の部課）

第158条

7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第2条第14項及び第15条の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

（副知事及び助役の設置、定数）

第161条

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

（副知事及び助役の職務）

第167条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。

（出納長・副出納長及び収入役・副収入役）

第168条

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

（出納員及び会計職員）

第171条 出納長又は収入役の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。

（吏員その他の職員）

第172条 前11条に定める者を除く外、普通地方公共団体に吏員その他の職員を置く。

2 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

（吏員の種類）

第173条 前条第1項の吏員は、事務吏員及び技術吏員とする。

2 事務吏員は、上司の命を受け、事務を掌る。

3 技術吏員は、上位の命を受け、技術を掌る。

（支庁・地方事務所等の長）

第175条 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、事務吏員を以てこれに充てる。

2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部課の吏員その他の職員を指揮監督する。